

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職したものが、本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返金するものとする。なお、派遣期間を経ってから直接雇用に切り替えた場合、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

- ・入社後 1 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 70 %
- ・入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50 %
- ・入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合、紹介料の 20 %

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。